

## 社会福祉法人築上町社会福祉協議会役員等の報酬等の支給基準に関する規程

### 目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人築上町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事・監事、評議員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長、副会長、理事、常務理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 定款第33条に定める部会員及び委員会員の者をいう。

### (報酬)

第3条 役員等が、その職務のために出席したときは、別表1に掲げる報酬を支給する。

- 2 会長には、月額20,000円の報酬を支給する。ただし、出勤日数が5日を超えた場合は、別途支払うものとする。
- 3 常務理事の報酬については、別表1に掲げる額とし予算の範囲内で支給する。ただし、本会職員の身分を有する者若しくは築上町の一般職の職員の身分を有する者が兼務する場合は、支給しない。
- 4 築上町の一般職の職員の身分を有する役員等又は本会職員の身分を有する理事は、報酬の支給対象としない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常務理事に対する報酬等の支給時期及び方法等は、本会職員の例による。

- 2 評議員、非常勤の理事及び監事は、出務の都度日額として現金で支払う。
- 3 会長及び常務理事は、別表1に掲げる額を勤務日数及び勤務時間に応じて末月の翌月払いとする。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する

社会福祉法人築上町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程(平成 30 年 4 月 1 日)は  
令和 3 年 9 月 30 日をもって廃止する。